

「三証合一」登記制度改革の推進加速に関する意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2015年6月29日に「『三証合一』登記制度改革の推進加速に関する意見」（中国語名「关于加快推进“三证合一”登记制度改革的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 「三証合一」登記制度改革とは、企業が設立登記や登記情報変更時に、工商行政管理部门、品質技術監督部門、税務部門からそれぞれ「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」という3種類の証書の発給を受けるという制度を、工商行政管理部门に申請して「営業許可証」の発給を受けるだけで登記が完結する制度に変えることを指す。同改革は、行政手続きの簡素化とそれを通じた創業の促進等を目的としたもので、2014年7月の「公平な市場競争の促進と正常な市場秩序の維持に関する国務院の若干の意見」の公布により、本格始動したが、その改革を更に加速するために打ち出されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、「営業許可証」への一本化を2015年末までに全国で実施することが目標とされた。改革に際しては、高い利便性と効率性、規範化・統一化、他の情報システムの整備と一体化した推進を基本原則とし、①「単一窓口での受理・並行審査・3種の証書の同時発行」等、一部地域での試行の継続、②上海・広東・天津・福建の自由貿易試験区での「営業許可証」への一本化の試行、③一本化に必要な改革の各地での積極的推進、といった順で改革を進めることとされている。また、①申請条件の統一と申請書類の規範化、②申請・審査手続きの規範化、③管理方式の最適化、④関係官庁間の情報・データの共有を保障する体制の構築、⑤成功事例の応用促進、が「三証合一」登記制度改革推進時の基本要求事項とされた。
- 「意見」には、目標達成を保障するための措置も盛り込まれている。具体的には、①組織・リーダーシップの強化（県以上の地方政府での改革推進体制の構築等）、②関係官庁の連携強化（登記制度改革に関わる法規の整備等）、③PRによる誘導効果の強化（社会的に関心が高い問題の解説強化等）、である。

【構成(概要)】

「『三証合一』登記制度改革の推進加速に関する意見」

(国弁発[2015]50号)

成立日：2015年6月23日、発表日：2015年6月29日

1. 重要意義：「三証合一」登記制度改革とは、企業が設立登記や登記情報変更時に、工商行政管理部門、品質技術監督部門、税務部門からそれぞれ「営業許可証」、「組織機構コード証」、「税務登記証」という3種類の証書の発給を受けるという制度（訳注：各証書に異なるコードが付されていることから「三証三号」と呼ばれる）を、工商行政管理部門に申請して「営業許可証」の発給を受けるだけで登記が完結する制度に変えることを指す。この改革は、創業の促進、取引の安全確保、行政簡素化・権限委譲の加速等の効果を持つため、「市場に決定的な役割を担わせ、政府の役割もより良く発揮させる」との目標を達成する上で極めて重要な意味を持つ。
2. 改革目標・基本原則：「単一窓口での受理」、「相互関係」、「情報共有」により、上記3部門が異なる証書を個別に発行する登記制度から、統一社会信用コードのみが記載された「営業許可証」に一本化する（中国語名「一照一碼」）登記制度への移行を目標とする。高い利便性と効率性、規範化・統一化、他の情報システムの整備と一体化した推進を改革の基本原則とする。
3. 改革の手順・基本要求：改革は、①一部地域での「単一窓口での受理・並行審査・3種の証書の同時発行」、「単一窓口での受理・並行審査・3つのコードを付した1枚の営業許可証の発行」（中国語名「一照三号」）の試行継続、②上海・広東・天津・福建の自由貿易試験区での「一照一碼」の試行開始、③「一照一碼」への移行に必要な改革の各地での積極的な推進、といった順で進め、2015年末までに新登記制度の全国での実施を目指す。基本要求は、①申請条件の統一と申請書類の規範化、②申請・審査手続きの規範化、③管理方式の最適化、④関係官庁間の情報・データの共有を保障する体制の構築、⑤成功事例の応用促進、とする。
4. 保障措置：組織・リーダーシップの強化（県以上の地方政府での改革推進体制の構築等）、関係官庁の連携強化（新登記制度への移行に必要な証書の更新の無料化、登記制度改革に関わる法規の整備等）、PRによる誘導効果の強化（社会的に関心が高い問題の解説強化、改革を推進する社会的雰囲気醸成等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-06/29/content_9988.htm

から入手可能（2015年7月29日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。